## 令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率について

## 和泊町は全ての比率において早期健全化 (経営健全化)基準をクリアしています

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号)第 3 条第 1 項及 び第 22 条第 1 項の規定により,健全化判断比率及び資金不足比率について次のとおり 公表します。

○健全化判断比率 (単位:%)

項目	実質赤字比率	連結実質 赤字比率	実質公債費比率	将来負担 比 率
和泊町	-	-	16.2	0.8
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は赤字額がないため、「一」を記載しています。

○資金不足比率 (単位:%)

企業会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	-	20.0
下水道事業会計	-	

※資金不足比率がないため「一」を記載しています。